

千葉市 手をつなぐ育成会だより

第 177 号
令和 7 年 (2025) 11 月 13 日
千葉市手をつなぐ育成会
会 長 成 田 智 子
千葉市稲毛区作草部 2-4-5
でい・さくさべ 2 階
TEL・FAX 043-206-4050
✉ chibacity-hands@ikusei-kai.jp



千葉市副市長 大木 正人 様



祝賀会の会場をポスターアートや
オーナメントで彩っていただきました



たくさんのお花が迎えてくれました

「祝70周年」ロゴ入り小皿とコースター

「祝70周年」ロゴ入り小皿とコースターで、でい・さくさべの会場を彩ってくれたのは、法人全事業所の利用者さんと職員さんが丹精こめて育てたお花、心のこもったポスターアートの数々や装飾でした。

9月28日記念祝賀会

この70年があり、今があります。関係各所の皆様、諸先輩方に心より感謝申し上げます。

平成3年の社会福祉法人格取得勉強会から始まり、平成10(1998)年、法人格取得、「社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会」が登記となりました。何年にも渡る諸先輩方のその熱い思いは、当時の資料からうかがい知ることができます。

この70年があり、今があります。

令和7(2025)年度、昭和30(1955)年に5人のお母さんによって発足された「千葉市手をつなぐ育成会」が70周年を迎えました。知的に障害のある子どもたちにも教育の場と機会を求める運動から始まり、様々な活動、知的障害の理解を社会へ広げる、たゆみない育成会の歩みがありました。

創立70周年にあたって 会長 成田 智子

コースターは、ご出席の全員分を
作製してくださいました。

社会福祉法人春陽会理事長・

参議院議員の白井様、千葉市副

市長の大木様、千葉市教育委員

会教育次長の中島様よりのご

祝辞に続き、千葉県手をつなぐ

育成会会長の岩野様より乾杯

のご発声をいただきました。ご

出席の皆様からも、本会がご縁

をいただいたこと、当時のこ

と、今思われることなど、たく

さんの貴重なお話をお聞きす

ることができました。

この度、70周年記念誌を発行

いたしました。



これからの育成会活動

70年間の長きに渡り、「本人の幸せ」を願い引き継がれてきた育成会の歴史と想いを継承し、本人が尊重され、希望する暮らしが実現されるよう、皆で力を合わせ尽くしてまいります。

今後とも引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。



70周年祝賀会では、でい・さくさべに、ポスターアートを飾ってお祝いしていただきました。



この広報紙は「赤い羽根共同募金」の助成により発行されています。

業に取り組む姿が印象的でした。季節ごとの行事や地域とのつながりも大切にしているそうです。職員の皆さんの利用者一人ひとりに寄り添い、生活を支える熱意も感じました。今後の活動にも役立つ、学び多き見学会でした。(広報部 宮本)

6月27日(金)、こども委員会(「社福」みらい工房)の施設見学が行われ、学齢期のお子さんを持つ保護者を含む17名が参加しました。グループに分かれ、4つの事業所を順に見学しました。いずれの事業所も自然豊かな穏やかな環境で、クールダウン用の個室など利用者が快適に過ごせる工夫が随所にされていました。本人の「役割」を大切にされている点が大きな特色であり、生き生きと作

育成会のうごき 7月~10月

- 7月2日 花見川区民生委員児童委員協議会定例理事会
- 4日 (一社) 千葉県手をつなぐ育成会権利擁護委員会
- 9日 養護教育センター運営協議会
- 10日 (一社) 千葉県手をつなぐ育成会 千葉県大会
- 14日 研修会「自分らしく生きる～本人主体の生活とは～」(P.2)
- 23日 千葉市へ要望書提出(P.3)
- 29日 だれもが遊べる広場づくり進捗説明会
- 8月22日 令和7年度前期千葉市障害者社会参加推進協議会
- 26日 令和7年度第1回千葉市地域自立支援協議会全体会
- 9月1・3・4・5・8・16日 各区おしゃべり会
- 2日 令和7年度第2回千葉市障害者施策推進協議会
- 7日 「災害への備えハンドブック」勉強会 (あんしん委員会) (P.3)
- 16日 令和7年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」審査委員会
- 26日 (一社) 千葉県手をつなぐ育成会権利擁護委員会
- 28日 千葉市手をつなぐ育成会70周年記念祝賀会(P.1)
- 10月15日 第24回全国障害者スポーツ大会
千葉市代表選手団結団式
- 16日 千葉市障害者福祉大会第2回実行委員会
- 23日 施設見学会 (社福) 父の樹会(研修部)
- 23日 福祉講話 千葉市立千城台わかば小学校
キャラバン隊「ららら」

自分らしく生きる

～本人主体の生活とは?～

研修会

権利擁護と自己決定支援

7月14日(月)でい・さくさべにて、植草学園大学副学長、毎日新聞客員編集委員、一般社団法人スローコミュニケーション代表、社会保障審議会障害者部会委員、また自閉症の子をもつ親として、多方面でご活躍されている野澤和弘氏をお迎えし、「自分らしく生きる」本人主体の生活とは?」をテーマに研修会を行いました。知的障害のある人が人生の主役として生きていくための「権利擁護」「意思決定支援」の考え方や、暮らし方について実例を交えてお話しいただきました。参加者は67名でした。

【地域で共に生きる】支援費制度以降、障害のある人は保護を受けるだけの存在ではなく、権利の主体であり、地域で働き活動し、共に暮らすという理念が広がりました。

野澤氏の研究の「強度行動障害の地域共生モデルの理論の構築」のお話では、行動障害の改善ばかり図る



野澤 和弘 氏

よりも、楽しい経験を重ね、地域とつながりを持つことで、行動障害があっても「ゆたかな生活」が実現できている事例が紹介されました。

強度行動障害のある人は、世間の目からだけでなく、支援者であるはずの家族や学校の先生・福祉職員からもネガティブな価値観にさらされ、

自尊心が傷ついています。行動障害を矯正するより、共に楽しく生きることへと、支援の視点を変えることが大切だと気づかされます。

【意思決定支援について意識すべきこと】

地域で共に生き、ゆたかな生活を送るためには、その人の意思が尊重されることが大切です。しかし、実際には親や支援者が代行決定している場面が多くあります。重度だから選べないと決めつけず、選べるように工夫することが必要です。どんな人にも意思があり選択する力があるという前提に立ち、常にそれをくみ取ろうとする姿勢が支援者には求められます。

<地域共生モデル>
以下のことがほぼ満たされていること
・就労、日中活動、余暇などを通して第三者(家族や福祉職員以外の人たち)と日常的な関わりがある
・アートなど創作的活動が第三者から評価されたり、地域でのさまざまな活動が感謝されたり肯定的な目で見られたりし、それが何らかの形で本人にも伝わっている
・家庭や福祉以外のところに何らかの「居場所」「役割」がある
・これらの活動が本人の自発性に基づいて、あるいは本人が肯定的に受け止めていることをベースに行われている
(※周囲と交わらず、刺激の少ない場所で過ごすことを自ら好んでいるケース等を否定するものではない)

<ゆたかな生活>
以下のことがほぼ満たされていること
・栄養や衛生、健康に配慮された環境や支援がある
・プライバシーが守られる居室等が確保されている
・日中活動、暮らしに関して本人の意思を確認したうえで行われている
・基本的に日中と夜間の居場所が(病気療養などを除いて)異なる
・事故や健康被害などのリスクがない範囲で自由が確保されている
・信頼や安心を本人が感じていると思われる人間関係がある(家族や福祉関係者を含む)
・楽しい、満足している、得意、充足感、安心している等の様子が日常的に見られる
・自傷・他傷、恐怖、苦痛、不快、不穏などの様子があまり見られない
※「行動関連項目」……自傷や他害は「ゆたかな生活」を直接阻害するが、こだわり、睡眠の乱れ、多動などは支援者が困っているのであって、本人の「ゆたかな生活」を阻害しているわけではない。
ちょっとした行動障害を理由に過剰な介入・閉じ込め、向精神薬の過剰投与が行われ、むしろ行動障害をエスカレートさせ、「ゆたかな生活」を壊しているのではないか？

研修会資料より

また、自己決定という機能は本人の中だけで完結するものではなく、周囲の人の価値観に影響され、本人の価値観と混ざり合い、選ぶものが多彩になっていく、という流れの繰り返しです。野澤氏のお子さんが、回転寿司で好きなエビだけを選んでいたので、食べたことはないがいつも父親が美味しそうに食べる赤貝を選ぶようになったというお話は、周囲の信頼できる人たちの価値観と本人の価値観とが日々のつながりの中で混じり合い、多彩な選択に至るというエピソードだと思いました。

このように、本人の選択は支援者から受ける影響も大きいのです。ゆえに「支援する人には、人生を楽しむ人であってほしい、幸せであってほしい」という言葉が心に残りました。



【参加された方からの感想】

「本人だけでなく、親も日常を楽しんでいきたい」、「何でも親が決めていたがこれからは本人に選ぶことの楽しさを経験させたい」など、前向きな感想が寄せられました。親や支援者側が、本人の権利や自己決定を尊重することで、暮らし方が変わることに改めて気づくことができた研修会でした。

(研修部 寺澤)

要望書提出

声を聞かせ下さい

令和8年度予算編成および障害福祉計画に関する要望書を7月23日千葉市へ提出し、回答をいただきました。

1 移動支援について

【回答】移動支援事業については市町村の必須事業とされているのにもかかわらず、地方自治体の超過負担が極めて大きいことから、国において適切な財政措置と個別給付化がなされるよう、二十一大都市会議等を通じて要望してまいります。本市の報酬単価は、指定都市の中でも高い水準ですが、居宅介護等とのバランスに配慮しながら適正な単価となるよう努めてまいります。令和6年度より千葉市介護職員研修受講者支援事業(介護保険管理課所管)を拡充し、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の資格取得費用を全額助成しています。

2 地域連携推進会議について

【回答】国の手引きでは、地域連携推進会議の必須となる構成員は、利用者、利用者家族、地域の関係者であって、自治体職員は必須とされておりません。本市においては、すべてのグループホーム等の会議に参加することは現実的ではないことから、運

営指導において会議記録を確認し、助言、指導を行ってまいります。

3 グループホーム等支援事業について

【回答】県事業が健康福祉センター圏域ごとに支援ワーカーを配置しているのに対し、本市は区ごとに配置し、より地域の実情に応じた取組みが可能となるよう手厚い体制としております。県や他自治体の事例も研究しつつ地域の関係機関とも協議しながら、利用者の権利擁護や意思決定支援に関する支援の取組みも含めて、効果的な事業のあり方について検討してまいります。

4 千葉市個別避難計画について

【回答】作成対象者は、条例に規定する「避難行動要支援者名簿」に掲載している方であり知的障害の場合、療育手帳(AまたはAである方となります。区分6の方の委託業者による個別避難計画の作成を進めています。本人や地域が作成する対象者について「千葉市が作成する対象者」である「障害支援区分が高い方のうち最重度である区分6」に該当しない方であり、ご家族や相談支援専門員などが本人同意のもと個別避難計画を作成することは可能ですが、当該計画は本人やご家族の方から避難支援者へ直接共有していただいており、現在避難先と共有できる仕組みはございません。ご要望の内容は関係機

災害発生時に、協定を締結した施設への依頼により、拠点の福祉避難所を開設する仕組みであり、直接避難はできないこととしています。現在関係者との協議を進めており、直接避難を実施すべき対象者の基準について検討を進めてまいります。

障害のある方など避難行動要支援者の方を救うためには、地域での住民同士の助け合いが欠かせません。発災時には、常に予期せぬ事態が起こりうるものであり、行政や避難支

9月7日(日)、今年3月に配布しました「災害への備えハンドブック」の勉強会と非常食の試食、避難所の体験を行いました。参加者は21名(内親子8組、中央区の社協・民生委員6名)でした。

「災害への備えハンドブック」の勉強会では、避難情報の説明やエアタグ、安否確認の話をし、着替えテントの組み立てや段ボールトイレ、ドライシャンプー、ヘルメットを実際に使用してみました。避難所体験では、受付と物資の配付を社協・民生委員さん

あんしん委員会

「災害への備えハンドブック」勉強会

ホームページから印刷して

災害の備えハンドブック冊子を作ることができます

千葉市手をつなぐ育成会ホームページ

https://ikusei-kai.jp

援者、拠点の福祉避難所などが想定どおり支援に携われないこともございますので、普段からの地域での関係づくりをお願いいたします。

5 障害者基幹相談支援センターについて

【回答】増え続ける相談に対する対応やグループホーム等の支援を行うことを目的として、令和7年10月から、各区障害者基幹相談支援センターの相談員をそれぞれ1人増員することとしました。

(副会長 藤芳)

にお手伝いいただきました。避難者カードの記入やコミュニケーション支援ボードでの聞き取りで、「並ぶ・待つ」の体験をして、缶詰など非常食の試食をしました。慣れない聞き取りに戸惑ったり、普段と違う食品に食べにくさを感じた方もいました。

ご本人と避難体験をすることで、本人に合った災害用グッズや非常食を備えておくことができます。参加した皆さんには、大変役に立ったと言っていたきました。

(広報部 前田)

千葉市手をつなぐ育成会だより177号 3 令和7年(2025)11月13日

千葉市手をつなぐ育成会だより177号 2 令和7年(2025)11月13日